

お知らせ

INFORMATION

城里町役場 (代表)
☎029-288-3111

お知らせ

税務課から
土曜窓口休止のお知らせ

土曜日午前中（8時30分～正午）の税務課窓口業務について、左記の期間は、住民税申告相談のため休止となります。

期間 2月4日から3月31日
までの毎週土曜日

問合せ 税務課(内線120)
☎029・288・3111

講演

元気の出る講演
城里町地域商業活性化セミナー

商工会主催の「地域商業活性化セミナー」（無料）を開催します。

日時 2月18日（土）
午後2時から

場所 コミュニティセンター
城里3階 大会議室

テーマ 「どうすれば人が輝くのか、人が輝けば、店が輝く、輝いている店に人が集まる」

講師 大嶋 啓介氏
(有てっぺん代表取締役)

定員 100名（申し込み順）

申込先・問合せ 城里町商工会
☎029・288・2001

申請はお済みですか？

城里町次世代育成支援金

申請は随時受け付け中!!

■支給金額

- 出生祝金／出生により3人目以降の乳児を養育することとなった保護者に、10万円を支給します。
- 子育て支援金／3人目以降の幼児が3歳並びに6歳に到達した幼児を養育している保護者に、各々10万円を支給します。

■受給資格者

- ①出産前に2人以上（18歳未満で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを含む）の児童を養育している保護者で、出生により3人目以降の乳児を養育することとなった保護者
- ②3人目以降の幼児が3歳に到達したとき、その幼児を養育している保護者
- ③3人目以降の幼児が6歳に到達したとき、その幼児を養育している保護者
- ④上記のほか、当該出産日、または当該年齢到達日を含む前後において引き続き1年以上城里町に住所を有し、住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている者

■支給制限（支給されない場合）

- ①3人目以降の乳児が、出生の日から起算して14日以内に死亡した場合
- ②申請を当該出産日又は当該年齢到達日以後1年以内に行わない場合
- ③偽りその他不正な手段で申請を行った場合

■申請場所 役場健康福祉課、桂支所、七会支所

※印鑑と振込口座のわかるもの(受給資格者名義の預金通帳のコピー等)を持参してください。

※申請は随時受け付けます。

問合せ 健康福祉課（常北保健福祉センター内） ☎029-240-6550



広告